

要保存

規 約

平成 30 年 9 月

教 科 書 共 助 会

教科書共助会規約

昭和 33 年 3 月 20 日	成立	昭和 49 年 1 月 7 日	一部改正
昭和 34 年 1 月 19 日	一部改正	昭和 50 年 9 月 25 日	一部改正
昭和 40 年 1 月 19 日	一部改正	昭和 52 年 9 月 20 日	一部改正
昭和 42 年 1 月 19 日	一部改正	昭和 53 年 9 月 26 日	一部改正
昭和 44 年 1 月 17 日	一部改正	昭和 61 年 9 月 25 日	一部改正
昭和 45 年 1 月 16 日	一部改正	平成 4 年 9 月 24 日	一部改正
		平成 30 年 9 月 27 日	一部改正

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、教科書共助会と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、会員間の互助ならびに親睦をはかることを目的とする。

(事務所)

第 3 条 本会の事務所は、東京都江東区千石 1 丁目 9 番 28 号、一般社団法人全国教科書供給協会内に置く。

第 4 条 本会は、必要に応じ支部を置くことができる。

第 2 章 事業

(事業)

第 5 条 本会は、第 2 条の目的を達成するためつぎの事業を行なう。

1. 見舞金 風、水、火、雪、雷、震害等により罹災した場合
2. 慶弔金 会員または本会役員（役員であった者を含む）の慶弔
3. その他 必要と認めた場合

第3章 会員及び会費

(会員)

第6条 本会は、つぎの者をもって会員とする。

1. 一般社団法人教科書協会会員
2. 一般社団法人全国教科書供給協会正会員及び準会員
3. 教科書の大取次業者

(入会)

第7条 本会に入会しようとする者は、本会所定の申込書により申込み、運営委員会の議を経て理事会の承認を受けるものとする。入会金は一会員 1,000 円とする。

(会費)

第8条 本会の会員は、会費を負担しなければならない。
負担の方法は理事会において定める。
既納会費は、いかなる事由があってもこれを返還しない。

(資格喪失)

第9条 会員は、つぎの事由によりその資格を喪失する。

1. 退会または第6条の会員資格を喪失した場合
2. この会の解散

(退会の条件)

第10条 会員が退会しようとするときは、あらかじめその旨届出なければならない。且つ、この会に対し納入すべき所定の会費につき未納のものは完納しなければならない。

第4章 役員

(役員の種別)

第11条 本会につぎの役員を置く。

1. 理事 25 名以上 30 名以内（内会長 1 名、副会長 1 名）
2. 監事 2 名
3. 会長には一般社団法人教科書協会の会長が、副会長には一般社団法人全国教科書供給協会の会長がその任に就く。

(役員の選任)

第 12 条 役員は総会で選任される。

1. 理事は理事会を構成し互選により 9 名以内の運営委員を選任する。
2. 運営委員は運営委員会を構成し互選により運営委員長を選任する。

(役員の任期)

第 13 条 役員の任期は 1 ヶ年とする。

1. 各役員の所属する社又は組織団体で代表交代が行われた場合、その時点で新任者が自動的に引き続いて就任し、その任期は前任者または他の役員の残余期間とする。
2. 補欠または増員によって就任した役員の任期は、前任者または他の役員の残余期間とする。

(相談役)

第 14 条 本会に相談役若干名をおくことができる。

相談役は理事会の推挙によるものとする。

第 5 章 会議

(理事会)

第 15 条 理事会は会長、副会長及び理事をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。

第 16 条 理事会は、理事会構成人員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。

理事会は、代理者の出席を認めない。

理事会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

第 17 条 理事会は、つぎの事項を審議決定する。

1. 事業計画、予算、決算、事業報告等に関する事項
2. 会員の入会、退会、除名に関する事項
3. 運営委員の選任と運営委員会の審議報告に関する事項
4. その他重要なる会務

(運営委員会)

第 18 条 運営委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

第 19 条 運営委員会は、つぎの事項を審議し、理事会に報告する。

1. 見舞金、慶弔金に関する事項
2. 会員の入会に関する事項
3. 事業計画、予算、決算、事業報告等に関する事項
4. 理事会から委託または附議された事項
5. その他運営委員長が必要と認めた事項

第 20 条 運営委員会は、委員現在数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。

委員会は代理者の出席を認めない。

委員会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは委員長がこれを決する。

(総会)

第 21 条 通常総会は、毎年事業年度終了後 2 ヶ月以内に会長が招集する。

臨時総会は、理事会が必要と認めた場合会長が招集する。

総会においては一般社団法人全国教科書供給協会正会員が管内の準会員の代表として議決権 1 個を行使する。

第 22 条 通常総会は、つぎの事項を審議決定する。

1. 規約の変更
2. 事業計画、予算、決算及び事業報告
3. 会費の決定
4. 役員の選任（会長及び副会長を除く）
5. その他理事会において、必要と認めた事項

第 23 条 総会は、議決権総数の 2 分の 1 以上出席しなければ開くことができない。但し、出席できない会員は書面をもって他の出席会員に委任することができる。

総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。

第 6 章 見舞金並びに慶弔金

(見舞金)

第 24 条 会員が風、水、火、雪、雷、震害等により罹災した場合、その被害の程度に応じ見舞金を贈呈する。

見舞金は、最高 10 万円とする。

(慶祝金)

第 25 条 会員またはかつて会員代表者であった者（ただし本会役員経験者、または運営委員会が適当と認めた者にかぎる）が叙勲・褒章等を受けたとき、満 77 歳（喜寿）満 88 歳（米寿）満 99 歳（白寿）を迎えたとき慶祝金を贈呈する。
慶祝金の額は別表による。

(弔慰金)

第 26 条 会員またはかつて会員代表者であった者（ただし本会役員経験者、または運営委員会が適当と認めた者にかぎる）が死亡した場合は弔慰金を贈呈する。
弔慰金の額は別表による。

(見舞金並びに慶弔金の制限)

第 27 条 つぎの各号に該当するときは、見舞金並びに慶弔金を贈呈しないものとする。

1. 会費納入が期日より 2 ヶ月以上遅滞した場合
2. 災害の原因が法令に抵触する場合

第 7 章 資産及び会計

(資産)

第 28 条 本会の資産は、つぎのとおりである。

1. 会費
2. 資産から生ずる果実
3. 寄付金
4. その他の収入

(銀行預金)

第 29 条 本会の財産は、理事会の議を経て銀行預金とし、会長がこれを保管する。

(事業の費用)

第 30 条 本会の事業遂行に要する費用は、会費及びその他の収入をもって支弁する。

(事業年度)

第 31 条 本会の事業年度は、8 月 1 日より翌年 7 月 31 日に至る 1 ヶ年とする。

(繰越金)

第 32 条 本会の事業年度末における残金は、次年度に繰越すものとする。

(繰越金限金)

第 33 条 本会の繰越金が 500 万円に達したとき、次年度の会費を徴収しないことがある。

(借入金限度)

第 34 条 見舞金並びに慶弔金贈呈に不足を生じたときは、積立金をもって支払い、なお不足する場合は理事会の決議による借入金による。

借入金の最高限度を 500 万円とし、2 ヶ月以内に臨時総会の承認を求めるものとする。

(予算)

第 35 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支の予算は、毎事業年度開始前運営委員会が作成し、理事会の議を経て総会の承認を得るものとする。

予算に変更のあった場合も同じである。

(決算)

第 36 条 本会の決算は、事業年度終了後 2 ヶ月以内に運営委員会が作成し、財産目録、事業報告書及び財産増減事由書並びに会員異動状況書とともに監事の意見を附して理事会及び総会の承認を得るものとする。

第 8 章 解散

(解散)

第 37 条 本会の解散は、総会において会員数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

教科書共助会 慶弔お見舞い金 【別表】

令和5年9月12日 一部改正

- ・申請があったものについてのみ対応する
- ・定めのない事項については、その都度運営委員会で決定する。

1. 慶事

慶事の種類	対 象	金 額	祝電	備 考
叙勲・褒章	共助会役員・元役員	50,000	○	
	上記以外の発行社・特約・大取次代表者	30,000	○	代表権を有する会長職等含む
	取次供給所代表者	20,000	○	
供給功労者表彰	取次供給所代表者	20,000	—	代表権を有する会長職等含む
喜寿・米寿	共助会会員代表者	30,000	祝詞	代表権を有する会長職等含む

※大規模災害等の場合は別途運営委員会で検討

2. お見舞い

災害の種類	対 象	金 額			備 考
		風：全壊 水：床上浸水 火：全焼 雪：全壊 雷：全壊/全焼 震：全壊	風：半壊 水：床下浸水 火：半焼 雪：半壊 雷：半壊/半焼 震：半壊	風：一部損傷 水：一部浸水 火：部分焼 雪：一部損傷 雷：一部損傷・部分焼 震：一部損傷	
風/水/火/雪/ 雷/震害	社屋・店舗	50,000	40,000	20,000	
	倉庫	30,000	20,000	10,000	
	共助会会員代表者自宅	30,000	20,000	10,000	代表権を有する 会長職等含む

※大規模災害等の場合は別途運営委員会で検討（最高10万円）

※対象物は建物のみ。工作物（門や塀など）や収容物（建物内の設置物など）は対象外

※発生した災害を直接の原因としない被害や経年劣化によるものは対象外

※全壊/全焼は、建物の傾斜や半焼等であっても建て直しあるいは撤去が必要な場合を含む

＜参考＞ 判断基準は以下の通りとする。

全壊：住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものとする
半壊：損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のものとする
一部損傷：半壊未満とする

「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日付け内閣府政策統括官通知）より

- ・全焼/半焼/部分焼は、上記に準じて判断する
- ・全壊/半壊/一部損傷・全焼/半焼/部分焼・床上浸水/床下浸水/一部浸水の最終判断は、申請を参考に教科書共助会が行う

3. 弔事

対 象	金 額	弔電	供花*	備 考
共助会役員・元役員	30,000	○	○	
上記以外の発行社・特約・大取次代表者	20,000	○	○	代表権を有する会長職等含む
取次供給所代表者	10,000	○	—	代表権を有する会長職等含む

※供花は15,000円程度